

第9回軽米町議会臨時会令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和2年5月14日(木)

午前10時38分 開会

議事日程

- 議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第2号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第3号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第4号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
総務課	企画担当課長	日山	一則	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	梅木	勝彦	君
納・会計担当課長		福島	貴浩	君
税務会計課	課税担当課長	松山	篤	君
町民生活課	総括課長	橋本	邦子	君
町民生活課	総合窓口担当課長	橋場	光雄	君
町民生活課	町民生活担当課長	坂下	浩志	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
健康福祉課	福祉担当課長	角田	貴浩	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	小林	浩	君
産業振興課	総括課長	畑中	幸夫	君
産業振興課	商工観光担当課長	戸田沢	光彦	君
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君
地域整備課	上下水道担当課長	福田	浩司	君
再生可能エネルギー	推進室長	戸田沢	光彦	君
水道事業所	長	菅波	俊美	君
教育委員会	教育長	大清水	一敬	君
教育委員会	事務局総括次長	工藤	薫	君
教育委員会	事務局教育総務担当次長	吉岡	靖	君
選挙管理委員会	事務局長	小林	浩	君
農業委員会	事務局長			

監 査 委 員 事 務 局 長

小 林 千 鶴 子 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 任 主 査

関 向 孝 行 君

議 会 事 務 局 主 事 補

小 野 家 佳 祐 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（館坂久人君） それでは、ただいまから令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会します。

皆さんの慎重な審議をお願いします。

ただいまの出席委員は、委員全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前10時38分）

○委員長（館坂久人君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第7号までの7件であります。

議案の審査の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第7号までの提案説明は、本会議において終了しておりますので、本委員会では、議案番号順に、議案1件ごとに審議をし、議案7件の審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思っております。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、そのように進めたいと思っております。

それでは、議案審査に入る前に、当局のほうからコロナ対策本部の中の審査、これまでの経過、審査した中身などを報告をしていただきたいと思います。

それでは、町長のほうから報告をお願いしたいと思います。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） それでは、町の新型コロナウイルス感染症対策についてご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染者の国内での発生状況を受け、令和2年3月1日、幹事会を設置いたしまして、情報共有を行っておりましたが、令和2年3月23日、八戸市での感染者の発生を受けまして、八戸市は近隣で通勤、購買などの日常的交流圏域内であることから、軽米町内で感染者を発生させないことを目的として、令和2年3月24日、14時、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。対策といたしまして、感染確認地域への不要不急の外出の自粛を防災行政無線、かるまいテレビで呼びかけ、その他感染予防のチラシの全戸配布を行ってきております。

新型コロナウイルス感染症対策本部は、感染症の発生状況に対し、より迅速に対応するため、毎週開催することとし、これまで7回開催し、近隣の発生状況の把握と対応策及び支援策を検討してきております。

対策本部会議では、イベント及び会議開催等について、中止、延期等に関わる検討を行っており、4月30日には、新型コロナウイルス感染症の勉強会を開催し、講師に一般社団法人岩手県獣医師会食鳥検査センター所長、白岩利恵子氏より、町内の関係機関及び職員の新型コロナウイルス感染症についての対応策について共有を図ってきております。

4月7日には、政府の緊急事態宣言の発出を受け、法に基づいた対策本部に切り替え、運用しております。

また、4月16日、国が緊急事態宣言の対象を全国に拡大したことを受け、不要不急の外出の自粛を5月6日までとし、町民への呼びかけを行ったところであります。

5月4日、政府より緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、町では、都道府県をまたいだ移動の自粛の要請等を引き続き行っております。

全国的に新規感染者は減少傾向となっておりますが、第2波、第3波の危険もあり、長丁場を覚悟する必要があるとして、新しい生活様式など、国、県の動向及び対策を今後も検討していくこととしております。

また、町民の感染対策のため、1世帯当たり10枚のマスク配布と妊婦への10枚のマスク配布を行います。さらに、国の支援策である特別定額給付金の早期支給を第一として取り組んでいるところであります。また、町で行う独自支援策の第1弾として、飲食業者等緊急対策支援金やプレミアム付商品券事業に関わる商工会補助金など、補正として提案しておりますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたします。

以上であります。

◎議案第1号の審査

○委員長（館坂久人君） それでは、議案第1号を議題とします。

提案理由の説明があれば、説明を求めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 国民健康保険税の基礎課税額が61万円から63万円に引き上げられました。また、介護納付金のほうも16万円から17万円になりました。これで1世帯、最高限度額は年間の納税額は幾らになるのでしょうか。また、対象となる世帯が何世帯くらいあるかお聞きします。

○委員長（館坂久人君） 税務会計課総括課長、梅木勝彦君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） それでは、ただいまの江刺家委員の質問にお答えいたします。

最高額でございますが、こちらは96万円から99万円になります。対象世帯ということでございますが、ただいまの町民税等の計算中でございますが、おおむねの数字でございますが、大体20世帯になるかなということで措置しているところでございます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 質疑を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（館坂久人君） 議案第2号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なければ、議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（館坂久人君） 続きまして、議案第3号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 提案理由につきましては、議場におきましては、総枠の説明になりましたので、私のほうから歳入の説明、それからあと歳出のほうは、事業の担当が町民生活課となつてございますので、町民生活課のほうから説明申し上げたいと思います。

歳入につきましては、3ページになりますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、総務費国庫補助金として計上しております。補正額は9億589万4,000円、内訳につきましては、説明欄にございますが、特別定額給付金給付事業費補助金として8億8,960万円、あと事務費の分、特別定額給付金給付事務補助金として1,629万4,000円を計上しております。給付金の8億8,960万円につきましては、4月1日現在の住民基本台帳の人口を基に若干の補正をすることになっておりますので、その補正を加え、それに10万円を乗じた金額となつてございます。事務費補助金につきましては、市町村規模等に応じた国の計算方式が示されておりますので、その上限に沿った形で計上させていただいております。

歳入については、以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、町民生活課から歳出についてご説明を

申し上げます。

歳出の1節報酬から13節の使用料及び賃借料につきましては、事務費に係る分でございます。それぞれ時間があまりなく、吟味することができなかつたものですから、概算でそれぞれ予算計上させていただいているものでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。18節の負担金、補助及び交付金についてでございますが、先ほどご説明がありましたとおり、4月27日現在における住民基本台帳の人口に調整を加えた金額を計上させていただいているところです。

ここで特別定額給付金に係る本町の対応概要について若干ご説明を申し上げたいと思います。4月20日に総務省から特別定額給付金の事業実施について、実施主体が市区町村、経費は国が10分の10の補助、給付額は、給付対象者1人につき10万円とする通知があったところでございます。町といたしましては、緊急に対応しなければならない案件と捉え、国からの事務費のおおむねの基準が示されたことに伴いまして、給付金及び事務費について4月30日付で予算の専決処分をさせていただいたところでございます。

給付金の申請及び給付事務に関しましては、住民基本台帳システムの管理運用を委託している株式会社アイシーエス様に対し、4月24日、今後の見通しについて確認しましたところ、給付金の申請書については、軽米町は5月20日頃作成業務が完了する見通しである旨連絡をいただいたところでございますが、その後5月7日の確認の際には、5月11日申請書を発送する旨の連絡があったところでございます。県内のほとんどの市町村に対応しなければならないことから、アイシーエス様からの申請書の納期が二転三転し、その準備事務に大変混乱を来したわけですが、当初聞いていた予定から前倒し発送できることは、心待ちにしている町民にとってはよいことであると前向きに捉え、町民生活課の職員には、平日における残業はもとより、土日出勤していただきまして、急ピッチで準備を進めさせていただいたところでございます。そして、5月12日でございますけれども、申請書は予定どおりアイシーエス様から到着し、12日には申請書のほか同封することとしたチラシや記入例、返信用封筒などの部数を点検、また効率よく作業を進めるため、行政区ごと、世帯番号ごとに仕分け、調整作業を進めたところでございます。

昨日、13日でございますが、役場全庁の取組といたしまして、各課から3名以上の協力をいただき、総員32名で封入作業を実施し、これを完了させ、発送部数の点検を行い、本日郵便局へ持ち込みしたところでございまして、町民の皆様へは本日以降順次到着する予定となっているところでございます。

申請書の受付事務に関しましては、受付開始から3か月以内とされているところであり、町民への申請書の到着予定日を勘案し、受付開始日を来週、週明けの5月18日から8月17日までの3か月間としたところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けるため、申請は郵送もしくはマイナポータルによることを原則としつつも、申請には、振込口座の確認書類と、運転免許証などの本人確認書類の写しが必要になることから、ご高齢者に対します配慮としまして、ご自宅でコピーできない方や手続の仕方がよく分からない場合は、役場や出張所の窓口でも手続ができることとし、特にも5月、来週の月曜日でございますが、5月18日から再来週金曜日までの29日までの2週間の平日と、5月最終日であります5月31日の日曜日に関しましては、役場隣の農村環境改善センターの1階大会議室で集中的に受付することを決め、できるだけその機会をご利用いただくように申請用封筒にその案内を同封するとともに、広報等で周知を図ることとしてございます。また、申請を取りまとめた後の特別定額給付金の支給は、アイシーエス様の支払いに係る振込先口座情報の入力及びフロッピーディスクへの出力システムの配信が5月18日の週であるとの連絡があったこと、及び振込データを持ち込む町の指定金融機関でありますJA新岩手農協様からは、全国全県的な取組案件であるので、振込関係データについては、5営業日前の夕方にはいただきたい旨の申入れがあったことなどから、5月最初の支給は、5月28日を予定し、6月以降は、毎週金曜日に順次振込給付をすることとしております。

最後に、未申請者があった場合の取組でございますが、6月中旬頃未申請者の世帯主に対しまして、はがき等により、いまだ申請されていない旨のご連絡を差し上げるとともに、広報を通じて引き続き周知を図ることとしております。それでもなお申請がない世帯主につきましては、翌7月に生涯学習推進員と民生委員にお願いし、各未申請者の世帯を訪問していただき、状況を確認していただくとともに、申請を促す取組を進めてまいりたいと考えております。そういうことで全ての町民が受給できるよう担当課といたしましては、最大限の努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、簡単ではございますが、これまでの特別定額給付金支給に係る軽米町の取組及び今後の事務作業について説明を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。歳入について質疑ありませんか。

山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 担当課といたしますか、町も一生懸命だやうでございまして、議案第1号の専決処分、議案第2号の専決処分、今回の補正予算の専決処分は、私は1号、2号と3号は、179条の1項ただか専決処分したやうでございまして、どうも違うのではないかと。1号、2号については、3月31日、税の改正でございますので、これは例年のこととありますので、これは理解はしますが、今回の3号

議案、一般会計の補正予算については、専決処分でなく、いとまがなかったのか、あったのかよく流れ分かりませんが、やっぱり議会を開いて、歳入だけであれば、それは専決でやってもいいと思いますが、歳出を絡んで、具体的に動き出していく段階でございますので、当然議会を開いて、説明を受けながら、そういうふうな形のほうがよかったのではないかなと思います、いかがですか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 特別定額給付金につきましては、国からも速やかな執行を求められているところでございます。閣議決定は4月20日で、国の国家予算の成立が、補正予算の成立が4月30日となっておりますが、国のほうからは、専決処分も視野に入れて、少しでも早く事業を進めてほしいというふうなことになるわけでございます。ただいま山本委員さんのほうから、歳出については、議会で審査すべきではなかったかというふうなことではございますが、やるべき内容は、ほぼ全ての市町村で同一のものでありますし、あと速やかに実行するもの。先ほどシステム改修の関係でアイシーエス等でも一定の期間を要したというような説明もありましたが、そういった具体的な事務の着手を進めていくには、やはり専決処分によって予算のほうを確定させていただき、速やかな着手をする必要があることから、専決処分というふうなことで当方においては、進めさせていただいたわけでございます。

様々町としての政策的な部分加わるのであれば、またそれは異なると思いますが、ほぼ国の設計どおりの事務事業となりますので、専決処分をやむなしとしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 説明も分かりますが、ただ動きがどうなっているかという情報がまず分かりますと、町民にも、議会にも、議員にも全然入ってこない。いつ頃に支払いになるかというのの説明が今ありました。まず28日頃第1回目の支払いというふうなことが説明ありましたが、そういうことらについて一切情報が入ってこない。

それから、マスクを支給しますよと、町長の説明は10枚というふうなことをしゃべっておりますが、既にマスクが届いたところもあれば、全然まだ届かないところもある。そういう情報等が一切入ってこないというのは、やはり議会という機関の中で議論されて情報が入っていくというふうなことが好ましかったのではないかなと、そう思いますが、マスクの問題等も含めて答弁。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、特別定額給付金のほうなのですが、町民、議会議員の皆様だけでなく、町民にも説明がないというふうなことでございますけれ

ども、先ほど松山総括課長からも説明がありましたとおり、システム事業者等とのやり取りがあつて、なかなかしっかりとした見当をつけた日程をお示しできないというふうな事情がございました。その辺につきましては、ご理解をいただきたいと思ひます。

我々としては、幾らでも早く日程等、スケジュール等固めてご案内もしたかったのですが、実際それから遅れてしまうと、またご批判をいただくわけで、あくまで予定としてお示ししても、やはりその日ありきというふうなことになるので、皆様を混乱させてしまうのがどうかというふうなことで、なかなかしっかりとしたご案内はできなかったわけなのですが、本日を目途としておりますが、ホームページ等でも、その情報を発信していきたいというふうなことを考えております。

マスクにつきましては、予備費の充用により対応をさせていただきました。なかなかマスクが手に入らない、一定の注文をしても、納期がなかなか分からないというふうな状況にありまして、緊急にやはり対応すべきではないかということで、予備費のほうで対応させていただいたところですが、そのマスクの納入につきましても、なかなかしっかりとした納期をお示しいただけないというふうな中でも、当方としてできるだけ速やかに対応していきたいというふうなことで、事前のお知らせ等はできなかったわけですが、その辺もちょっとご理解をいただければと思ひます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 先ほどの山本議員に関連して、専決処分をしたということでしたけれども、例えばよその市町村も、二戸市とか、状況は同じだと思うのです。だから、議会は早く開いたけれども、支給はもしかしたら軽米より遅くなるかもしれないのですが、まずさっきも言ったように、その動きが分からない。軽米はどうなのだろうというのもあると、もちろん給付はされると思うけれども、何もしないでただ待っているのかなと、ちょっと私も議会を開かないのですかと、自分が聞けばいいのかもしれないのですけれども、4月中に議会を開いたところも結構な市町村がありました。そういう動きがあつていて、軽米はまだ何も動いていないと思つていたのですが、動いてはいたつたようです。それで、やっぱり全て決まつてからではなくて、やっぱり動いているというのが分りたいというのがあります。

それから、マスクですけれども、かるまいテレビを見たときに、町長は、山田町と普代村、野田村からもご支援いただきましたというようなことを言つていたのですが、本町もちょっと1日早くマスクが届きまして、見たら、野田村とか、そういうところの名前はなくて、ただマスク10枚配布していただいたということなのですが、もしそういうところの援助の分もあったのであれば、それも書いてほしかったなということ。

あと5月8日から既にネットによる申請が同じ8日から受け付けていますということだったので、ええ、ではとっくに始まっているのだと思ったのですが、ホームページを見ても、何もそういう記事がなかったので、その辺のところをお伺いします。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 特別定額給付金に関し、その支給事務の流れについて、より情報を町民に発するべきではなかったかという趣旨だと思ひまして、その件につきましては、大変申し訳なく思っております。ですが、一番今回の申請を発送する事務に関しまして、ベンダーでありますアイシーエス様の到着が非常に二転三転しまして、またうちの国の様式のほかに、例えばいち早く整理するために世帯番号を入れてほしいとか、町のほうの要望等もございまして、そのやり取りの過程におきまして、とても町民に開示できるような日程の情報を発信することができないような状態が5月の中旬頃まで続いたところでございます。

それ以降、アイシーエスさんが11日には確実に発送できるというような確実な情報を得たことから、急いで5月7日、8日に町民に対する広報、町民テレビあるいは広報お知らせ版の原稿を作成しまして、その中身もいろいろさらに動くこともありまして、校正をかけた後、遅れましたけれども、今週から順次広報活動を強化していっているところでございます。

あとマイナポータルにつきましては、5月8日から総務課の協力を得まして、順次申込みができるような状態にしたところでございますが、これにつきましては、早い市町村は、全国には5月1日から受付を開始しているところもあったようでございますが、郵送による申請等のほうにも重きを置かなければならない現状におきまして、マイナポータルに関しましては、ちょっと早急に対応できない状況でございましたので、その中においても、できるだけ早くということで軽米町におきましては8日とさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、4月中に臨時会が開催できなかったかというふうなことですけれども、今の松山総括課長の話にも関係あるのですが、やはりアイシーエスにおいても、なかなか期間が短期間過ぎて具体的な見積額を示すことができないというふうなことで議会の招集には一定の期間があるというふうなことでございますし、国からは、早期の予算措置を求められる。やはり我々としては、4月30日、やはり国会成立どおりに予算措置をしなければ、また我々、国のほうからその理由を問われる、そんな中でどうしても4月30日は予算を措置したいという

ふうな事情がございます。そういった事情があって、なかなか議会のほうにお諮りするのには、当然議運のほうにもしっかりとした予算書を提示しなければならないようなことがございますので、その辺はもう少しスケジュール感を持てればよかったのですけれども、なかなかそういうふうな事情があってできなかったというふうなことでご理解をお願いしたいと思います。

今回マスクの配布につきましては、おっしゃるとおり、山田町さん等からのご支援についてちょっと触れることはございませんでしたけれども、大変その辺はもう少し配慮してよかったのかなと思います。いずれ今回も5月7日納品、そして漏れなく配布もさせていただきたいということで、お一人お一人の氏名と封筒も用意いたしまして、10枚ずつ仕分けてやっていく、そういうふうなことをスピード感を持ってやりたいというふうな、配布したいというふうなことで対応をしておりますので、何かの機会に、やはりもう一度、山田町さん等からはご支援をいただいているのは、広報等を通じて、後で振り返るといふ形になるかもしれませんが、ご紹介申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

細谷地多門君。

○9番（細谷地多門君） 今マスクの話が出ましたので、実は配布になっていないところと配布になったところと、それぞれ早い、遅いの地域があるようでして、私たちの地域ではまだそういう情報は聞いていませんが、早く回った地域の方からちょっと問い合わせがありまして、1世帯10枚というのは、どういう根拠というのか、になったのか。例えば1世帯でも1人、2人あるいは7人、8人というふうな世帯があるのですが、まず単純にもう世帯で10枚と算定して、速やかにマスクに困っているだろうというような想定のもとで配布というようなことをやったのですか。そこら辺、ちょっとどういう根拠で1世帯10枚というふうなことなのかなというふうな、ちょっと意味、理解しがたいというふうな、電話くれた方がありましたが、それはどうなのですか。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、日付に前後があるというふうなお話なのですけれども、これにつきましては、本来本日から、昨日から区長文書の発送が始まるのですけれども、そこで一緒に配布することを考えておりました。ただ、町の中心部というのが非常に世帯数が多いわけがございます。ほかの文書と違いまして、班数をただ枚数を数えて分けるではなくて、やはり人を見て、どの班に所属する方なのかというのを仕分けていただく必要があるというふうなことで、事前にやはりお配りして、仕分けておいていただいて、その後に通常のスケジュールで配布になる文

書と一緒に各世帯には文書を配布していただきたい、そういう思いから世帯数が多いところを先行して、マスクだけを先行して配布させていただいたところがございます。

当方としては、事前の配布を求めたりはしておらず、当然一緒に配布になるのかなというふうに考えておりましたが、区長さんのほうからは早く対応をいただいて、マスクだけ先行して配布していただいたところもあるというふうなことで認識しております。

あとマスク10枚ですけれども、委員おっしゃるとおり、これは早いうちの配布を目的としましたけれども、世帯10枚というのは、まず当方の考え方としては仕分けがしやすい枚数だし、今の世帯状況を見れば、10枚あれば、お一人1枚は使ってもらえるだろうというふうな思いからのものがございます。おっしゃるとおり、世帯には1人の方もいらっしゃれば、5人、6人の方もいらっしゃるのですが、個別に枚数配布、分けて配布するというのは、実質上ちょっと難しい状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（館坂久人君） 細谷地多門君。

○9番（細谷地多門君） 10枚単位で配りやすいから、それで理解してくれ、それはひとつは分かります、分かりますけれども、その文書等を見れば、1人、2人のところも、もう少しその何倍かの多いところも、配り方がどうなのかなというふうな疑問を持つ町民が結構あるのかなと。そういう感じで私のところでも情報が来たので、まず、混乱している時期で、それをいちいち人数カウントをしながら、きめ細かに対応というのは不可能、それは分かります。そういう部分からちょっと町民の理解というのは、なかなかいろいろクレームではないのですけれども、これっておかしいのではないのというような問い合わせがこれからもしかすれば、相当来るかもしれない。そこのところは、配る側も、やっぱり理解を得られる説明をしっかりとしていかなければならないと、そう思っています。そういう部分が一つ。

それから、国で総理が、それこそ1世帯何枚とかという、それはまだですか。都市部のほうは、相当早くに進んでいるのだが、地方のほうは、今月中に間に合うか、それとも来月になるとかと、それもまた来るのですか、国での発送する。さっぱり聞こえなくなったので。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 布マスク各世帯2枚のことだと思っておりますけれども、当方にも、そのマスクの配布日程、具体的に国等から通知をいただいているわけではないので、私のほうもあくまで新聞あるいはテレビの報道等を見る限りでの範囲でのお答えになりますけれども、いずれ現状、全国的に配布の実績というのは、数パーセントというふうにやっていますので、逆に言うと、東京都とかごく一部の

かなと思います。

当方にも福祉施設とか、あと妊婦さん対象のマスクは届いているようなのですが、報道等でもあったように、欠陥があったり、何か虫が混入したりというふうな状況を受けて配布のストップをさせられているというふうな状況でございます。その辺については、またそういった施設とか、妊婦さん宛てのものについては、国の連絡を待って、物が取り替えてのものになるのか、今のものを確認してというふうなことになるのか、ちょっと分かりませんが、連絡をもって速やかに対応を進めることになるとと思います。

一般家庭については、まだちょっと全然いつ頃になるかというのが、当方でも把握できていない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） ちょっと恥ずかしながら、アイシーエスとか、マイナポータルとか、そういう言葉が分からないので、なかなか理解できないのですが、予備費からマスクについては、支出したというふうなことでございますが、何だか国会の答弁、安倍さんの答弁を聞いているような感じなのですが、幾ら、1世帯当たり10万円というふうな、単価が幾らで、どのぐらいの金額になったのかなというふうなことを聞きたい。

それから、マスクの関係については、うちの議長と副議長の名前で、昨日、今日と合わせて何ぼか、釈明も聞きましたが、町長に対する要望書を提出した。その中に、まず2点目にマスクについては、いまだに入手困難な状態が続いていることから、全町民に対してマスクを配布してくださいという、私たちがしゃべらない中で心を察してこういう文書を出しているというふうなことなのでありまして、私は個人的には越権行為、それからちょっとその見識はおかしいのではないかなと、そう思っております。そういうふうなのは、効果を上げたことなのか、そういうのを提出してくださいという町長の要望でもあって、やらせ的なことでそうなったのかなというような疑問も正直持っております。それで、このマスクについては、町長から町民に配布するという、したいという話は、一度も私は聞いたことがない。普代とか、ほかの町村から贈られたものについては、教育関係のそういうふうなこと、ちょっと定かではありませんが、そのような説明があったように思いますが、その流れについてもちょっと説明をお願いします。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 先ほどマイナポータルの件につきましてのご質問がございました。このマイナポータルについてでございますが、政府が運用するオンラインサービス、マイナポータルに関しましては、オンラインを活用して、紙による申請でなく、スマホ等によりまして、直接申請ができるものでございます。マ

イナンバーカードの所有者に、所持者に限られるわけですが、直接申請書に記入しなくても、オンラインで申請ができるというような制度でございます。

昨日現在、軽米町では、そのマイナポータルを利用した申請者が10人というような実績がございます。また、特別定額給付金の総額でございますけれども、補正予算の4ページ、18節負担金、補助及び交付金に計上してございます8億8,960万円ということで1人当たり、4月27日現在の住民基本台帳登録人口に調整をかけました、調整しまして1人当たり10万円といたしまして8億8,960万円を計上させていただいているところでございます。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、私のほうからマスクの件でございますが、マスクの予算等につきましては、今回調達いたしましたのは4万5,000枚、金額的には300万円強となっております。それとあと先ほど要望等が出されたことで、こういうことになったというふうなことでしたけれども、そういうことではなくて、議会の思いと、我々がやろうとしていることが、たまたま重なっているものというふうなことでご認識をいただければと思います。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 議会の思いとしては、全然思いを伝えていません。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 私の言葉に誤りがあったのであれば、おわび申し上げます。

その要望書についてが、要望が私どもと同じというふうなことでございます。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） まず、これらのことは、やはり議会を開かないでということの、結果はよいとしても、そういうことになるのかなというふうな私の思いでございますのであれですが、仕方がないなと思っております。それで300万円は、具体的に言えば10枚で何ぼかかってというふうなことの説明。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 単価につきましては、10枚というより、税込みで1枚66円のものでございます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） ちょっと大したことではないのですが、住民基本台帳というのは、毎日の異動があるかと思うのですが、4月27日付というのは、どこの判断。4月27日の中でも24時間あると思うのですが、その中で出た

り入ったりする者は、そんなにはないと思うのですけれども、その辺をどのような基準で判断されるのか。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしますけれども、4月27日にしたというところでございますが、これにつきましては、国が示す特別定額給付金給付事業の実施要領に基づきまして、全国統一的にその時点での住民基本台帳に基づく対象者に給付をするということとしてございます。

したがいまして、当町におきましても、その時点における住民基本台帳に登載されている方に1人10万円給付することとしてございます。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） あまりないと思うのですけれども、極端な言い方、頭を使って、その日に軽米町から二戸市に異動したと。その日のうちに二戸に入れば、どっちで判定されるのかなということを聞いたかったのです。例えばの話です。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまの事例に関しては、二戸市での申請給付になると思われまます。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） それは、時間差がありますよね。時間差の中でどこを基準にするのかということ。だから、午前中は軽米にいて、抜いて午後二戸市に行ったら、例えば。ということもあり得ないことではないと思いますけれども、だからどこかの時点でもう基準で算定していると思うのだけれども、だから全国一律でなければ駄目だと思うのだけれども、その辺はないのですか。

○委員長（田村せつ君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 国から示された要領によりますと、具体的には4月27日業務終了後に押さえた住民基本台帳に登録されている方という基準になります。

○4番（中村正志君） 分かりました。いいです。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第4号の審査

○委員長（館坂久人君） 次に、議案第4号を議題とします。

提案理由の補足説明がありますか。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 提案理由につきましては、先ほどの本会議で説明したとおりでございますので、この特別委員会での補足説明は、特にございません。以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） 質疑に入ります。質疑ありませんか。
山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 質疑というより、4号、5号については、活字が全体の流れて言えば小さくなった。それから、縦横が、普通であれば4枚になるのが2枚になったような感じもしたし、ちょっと見づらいとか、見つけるのに大変だというような感じを受けますが、その辺は。

○委員長（舘坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問でございますけれども、4号、5号、活字が小さくなって見づらくなったのではないかとというご質問と受け止めてございますが、軽米町において、今までは縦書きの条例改正案等について議会に提案してきたわけでございますが、軽米町のその提案の仕方について、分かりづらい部分があったかと思われまふ。したがいまして、これまでは新旧対照表をつけて新旧対照表を中心として説明申し上げたところでございますが、この様式につきましては、岩手県の様式を基に、より対比しやすい様式に直すことで改正した、公文例規程を改正したところでございます。したがいまして、慣れませんと、なかなか見づらい、字が小さくなったという部分はございますが、これまで12ドットの字体で今回11ドットに直させていただいたところでございますけれども、12ドットのままですと、非常に長くなる。かえって見づらくなるのではないかとというような側面もございましたので、岩手県に準じましてこの様式につきましては、11ドットの横で改正案をお願いしたいというところでございます。

また、今後の条例改正案につきましても、この様式で同様をお願いしたいということで町として考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（舘坂久人君） はい。

○10番（山本幸男君） 統一したほうがいいね。変わるのであれば皆変わったほうがいいと思うし、総務課長、どうですか。

○委員長（舘坂久人君） 休憩したほうがいいですか。

○10番（山本幸男君） 休憩でいい。

○委員長（舘坂久人君） 休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

○委員長（舘坂久人君） 再開します。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 分からないので、傷病手当金というのは、議案第5号、第7号については、コロナに感染したというふうに書いていたので、コロナに感染した人のことかなと感じるのですけれども、高齢者の広域連合条例第4条の傷病手当金の支給というのは、具体的にどういう、ここもコロナのことなのか、ちょっとそこをお願いします。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまの質問でございますが、広域連合条例第4条というのは、まさしく町の健康保険条例の一部を改正する条例の第2条から第4条を広域連合で、その条文のまま追加したものでございます。したがって、内容的には、広域連合と町の健康保険の条例の傷病手当金支給に関する部分については、全く同じでございますけれども、町で行うべき広域連合の事務は、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務が新たに加わるということでございますので、関係する部分を追加させていただくものでございます。実際には、後期高齢者に関しましては、その傷病手当金の支給については、広域連合のほうで行うこととしてございますので、市町村の事務といたしましては、申請書の提出の受付事務に関する部分ということで市町村の関係条例を改正するものでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） 私が聞いているのは、具体的に傷病手当金というのは、どういう症状のだけということ聞いているのです。条文の話はどうでもいいのですけれども、新型コロナウイルスに感染した者についていっているのか、別なことなのかということ。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 今回の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が対象となっております。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

細谷地多門君。

○9番（細谷地多門君） 今の中村委員のことに関連して1点聞きます。

岩手県は、おかげさまでと申しますか、感染者がなくてゼロ、いまだ陽性の人が出ていない。それで、これは朝晩情報連絡無線で役場でも放送していますから、我が町でも、何か異変を感じたら病院に行くことでなくて、保健所に連絡して、保健所の電話番号も放送しています。感染はしていない、陰性だと思うのです。そのことが、本町でもそうなのですが、例えば誰かがちょっと異変を感じて保健所に連絡

して、検査を受けたというような事例はありますか。ちょっと全然そういう情報を聞いたことがありませんので、二戸管内で、例えば本町も。検査しても陰性だったから、何もなくて済んでいるというふうなこともありますか、そういうの、ちょっとあったら。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまのご質問ですけれども、岩手県内の PCR 検査の検査数とかは分かるのですけれども、保健所管内の検査数であったり、市町村ごとの検査数については、状況、情報がないところでありますので、軽米町からの検査の結果は把握しておりません。

以上です。

○9 番（細谷地多門君） ないのだ、結局。ないから連絡がないということですね。保健所からも。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ないようですので、4 号議案を終わります。

◎議案第 5 号の審査

○委員長（館坂久人君） 続きまして、議案第 5 号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第 5 号に関しましても、本会議で提案理由につきまして説明をさせていただいたところでは、本特別委員会におきましては、特段の補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長（館坂久人君） 質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3 番（江刺家静子君） これは国の傷病手当金支給すること、関連というか、それだと思えるのですけれども、どのような人が、例えば収入が一定以上の人には支給しませんとか、詳しい条件について、何かチラシというか、10 万円のことについては、いろいろインターネットで見ても出ているのですけれども、先ほどの傷病手当金と今の国保の傷病手当金、これらの詳しい内容はどこで見ることが出来ますか。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 特別定額給付金につきましては、4月30日付で専決処分をさせていただきましたことから、広報関係事務等を進めさせていただいているところでございますけれども、この傷病手当金につきましては、条例改正が必要となるということで、本日臨時議会で提案を申し上げているところでございます。この臨時議会で議決していただいた後、すみやかに広報等を通じて町民に周知を図っていきたいというふうに考えております。今現在議決をいただいている状況の中での広報ということは、ちょっと差し控えていただいているような状況でございます。

また、対象者につきましても、それぞれ被用者ということになってございまして、被用者、私が想像するに、パートタイムの方々が対象となるのではないかというイメージでございまして、そういう方が新型コロナウイルス感染症にかかるか、かかった疑いがあると疑いがあり、休業を余儀なくされた場合、その傷病手当金ということで交付、支給するものでございまして、支給の方法につきましては、協会けんぽ等、国民健康保険と全く同じルール計算となっているようでございます。

内容につきましては、先ほども申しましたとおり、広報等により今後周知を図っていきたいというように考えております。

○委員長（館坂久人君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なしと認めます。

◎議案第6号の審査

○委員長（館坂久人君） それでは、議案第6号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第6号の歳入歳出の総額は、提案理由で申しあげましたとおりでございます。今回の歳入につきましても、ほぼ財政調整基金を除き、全て歳出と絡むものでございますので、歳入に係る説明も歳出に係る説明と併せて各所管課のほうから説明することとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、歳出2款総務費、1項総務管理費、12目新型コロナウイルス感染症対策費の補正額82万5,000円についてご説明を申し上げます。

補正をお願いする節につきましては、消耗品でございます。新型コロナウイルス感染症を発症された方が町内に出た場合、その発生された方のご自宅の消毒作業が必要になりますけれども、高齢の方でご自身で消毒作業ができない方の場合は、町で衛生班を構成し、それに当たる必要があるため、職員を守るために防護服を購入しようとするものでございます。

また、現在防護服の調達が非常に困難になってございますけれども、町内の火葬業者の方から新型コロナウイルス感染症に感染した方が、もしお亡くなりになった場合、病院から引き取るわけですけれども、その葬祭業者さんの社員を守るためにも町のほうで手当てしていただきたいというふうなことでございましたので、要望がございましたので、それらを含めて、やはり町としましても、万が一に備え、防護服を整備するための関係予算をお願いしようとするものでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑は歳入歳出……

〔「歳入歳出、全部まとめて全部やったほうがいいのではないか、全部関連がある」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、3款民生費、説明をお願いします。

健康福祉課福祉担当課長、内城良子。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、3款民生費、2項児童福祉費、6子育て世帯臨時特別給付金給付事業費について説明いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして児童手当を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金を令和2年3月31日時点での受給市町村から対象児童1人につき1万円を支給するという事業でございます。

内訳につきましては、役務費、委託料につきましては、記載のとおりとなっております、18の負担金、補助及び交付金につきましては843人分ということで、子育て世帯臨時特別給付金を843万円を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○委員長（館坂久人君） 続きまして、5款労働費、説明をお願いします。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費についてご説明を申し上げます。

今回お願いするものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成金といたしまして335万円をお願いするものでございます。

内容といたしましては、4月1日から6月30日までの間において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業活動に縮小を余儀なくされた中小企業等の事業主が解雇を伴わない国の雇用調整助成金を活用した場合において、県と市町村が上乘せ助成を行い、中小企業等の雇用の維持を支援するものでございます。

積算の基礎でございますけれども、近隣市町村に事例がございませんので、東日本大震災直後の久慈市さん等の雇用調整助成金の支給割合等を勘案いたしまして積算したものでございます。

つまり国の雇用調整助成金の対象となる休業手当等の上限が1人1日当たり9,256円となっております。4月30日の時点でございますけれども、この中で、その9割に当たる8,330円が国の助成金の上限となっております。残りの1割が事業主負担といたしまして926円は、事業主負担が出すのですよというようなきまりになってございますが、その事業主負担の1割の分、926円を県と市町村が折半しまして、実質事業主負担がゼロ円となるような形で申請者に対して助成をするというような中身となっております。

ただし、今回お願いしている、予算計上している分につきましては、4月30日時点での県の予算措置の状況を踏まえお願いするものでございまして、その後の国会等におきまして、その上限をさらに上げるとか、様々な議論が進められているところでございまして、非常に流動的な内容となっておりますが、その都度国等の動きを注視しまして、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 続きますので、6ページ、7款商工費について説明を求めます。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、6ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費についてご説明いたします。

補正額は2,514万2,000円、合計で7億3,395万3,000円でございます。内訳といたしまして、18節負担金、補助及び交付金といたしまして2,514万2,000円。

まず、1点目でございますけれども、軽米町商工会補助金といたしまして、1,520万円、この内容でございますけれども、これまでプレミアム付商品券は10%のプレミアム分で5万600枚の発行を例年行ってまいりました。このプレミアム付商品券発行事業でございますけれども、今回新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により低迷している町内の購買力等を推進し、事業者の増収を図るため、プレミアム分を20%といたしまして、発行数を約倍の10万6,200枚の発行を行いたいと考えております。

当初予算で480万円ご承認いただいておりますので、今回1,520万円をお

願いし、合わせてプレミアム付商品券を2,000万円の補助金、商工会さんへの補助金としたいと考えております。

続きまして、軽米町地域企業経営継続支援事業費補助金694万2,000円でございます。これは、コロナウイルス対策の県単補助といたしまして、4月30日開催されました臨時県議会におきまして承認された小売業、飲食業、旅館業及びサービス業の方々の家賃の補助金でございます。この内容でございますけれども、売上げが50%以上減少した中小事業者あるいは休業した中小事業者で、今後売上げの50%以上の減少が見込まれる方を対象といたしまして、令和2年4月以降、連続する3か月、3か月間を町と県と2分の1ずつという内容になりますが、月額上限10万円、最高額で30万円を支給しようとするものでございます。

県からの補助金が694万2,000円の半額の347万1,000円、歳入を見込んでおります。今回の予算は、県が積算した基準に基づいて提案させていただいたものでございます。

続きまして、最後の軽米町飲食業者等緊急対策支援金300万円でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、特に3月から4月にかけて著しく経営に影響が生じていると考えられる飲食店、宿泊業、タクシー業を対象に、1業者一律10万円の支援を行おうとするものでございます。

補正予算額でございますが、30業者掛ける10万円で300万円の予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑に入りますと言いましたが、12時になりましたので、一旦1時まで休憩してから質疑に入りたいと思います。

〔「資料を出してもらいたい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 資料要求が。

○10番（山本幸男君） 商工費の中身、例えば先ほど説明があった飲食業等の緊急対策支援金10万円の何か補助金、支払要綱というか、そういう何か。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 概要でよろしいですか。

○10番（山本幸男君） 概要。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 予算の積算、参考資料みたいな。

○10番（山本幸男君） 分かりやすいの。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） はい、分かりました。午後一番に。

〔何事か言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 全部出してもらえればいい。

〔何事か言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 労働費と。

○委員長（館坂久人君） それでは、1時まで休憩したいと思います。

午後 零時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、午前中に引き続きまして会議を再開したいと思います。

それでは、皆さんのお手元に資料要求の資料が届いていると思いますが、この資料について説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費の今回補正をお願いします335万円の件につきまして、資料に基づきまして説明をさせていただきますと思います。

事業の概要でございますが、午前中の会議でご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされました中小企業等の事業主が解雇を行わない国の雇用調整助成金を活用した場合におきまして上乗せ助成を行い、中小企業等の雇用の維持を支援することを目的とさせていただきます。

なお、雇用調整助成金とはということで、それから特例措置ということで記入がありますが、これにつきましては、そのとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

335万円の積算根拠ですけれども、中段から下段に積算内訳としてお示ししてございます。これにつきましては、近隣市町村に事例がございませんでしたので、一つの考え方として、久慈市さんが算出した事例を基に算出させていただいているところでございます。東日本大震災直後635万6,000社のうち雇用調整助成金の支給決定を受けた事業社数が52万社ございました。今回そうすると全事業所の8%に当たるわけでございますが、今回対象となる期間が4月1日から6月30日までの3か月間でございますので、12分の3を掛けまして2%と想定してございます。町内の事業所数でございますが、平成28年の経済センサスによりまして360事業所でございます。これに2%で16社ではございますが、町内の従業員者数積算でございますが、経済センサスによりまして360社の従業員2,608人に2%を掛けますと、約55人と積算をさせていただきます。

国の雇用調整助成金の対象となる休業手当の上限は9,256円で4月30日時点では決まっております。それで、その9割の8,330円が国の助成金と、残りは事業主負担ですよというきまりでございましたけれども、この事業主負担の1割の926円を岩手県と軽米町で2分の1ずつ助成するというような制度に持っ

ていっている制度設計をしているわけでございます。したがいまして、今回335万円の予算措置をお願いする分の積算といたしましては、55人に65日を掛けて926円を掛けた金額で約335万円と積算させていただいたところでございます。

なお、先ほど説明したとおり、支出した場合、県が半分を補助するというところでございますので、歳入につきましては167万5,000円の県労働費補助金で予算措置をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 続きまして、産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、もう1枚のほうを御覧ください。①、②、③と3つの事業分になっております。先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、①番、プレミアム付商品券発行事業、補正額は1,520万円でございます。これは、10%のプレミアム付商品券発行事業の商工会さんへの補助金として当初予算に480万円を計上しております。この予算に合わせまして1,520万円を今回補正させていただきまして、総額で2,000万円とするものでございます。

内容は、20%のプレミアムをつける。1セット12枚、1,000円券12枚の1セット、これを1万円で購入していただいて、町内の商店さんで購入をしていただくという形になります。12枚のセット数は、現在予定しているのは8,850セットでございます。これに12を掛けると、先ほどご説明申し上げました10万6,200枚という枚数になります。

2,000万円の内訳でございますけれども、括弧書きの部分になります。プレミアム付商品券発行事業分として1,901万円ほど、あとその中から例年行っておりますお買い物ラリー事業に50万7,000円、発行事業及び引き換え事業の商工会さんへの臨時職員さん等、そのほか消耗品等合わせまして48万2,000円ほどの事務費分を計上させていただいております。

続きまして、②番、軽米町地域企業経営継続支援事業費補助金でございます。これは、県の補助事業でございます。内容は、先ほど申し上げましたが、売上げが50%以上減少した事業者さん、または休業した事業者さんであって、今後50%以上の減少が見込まれる事業者さんということになります。家賃の2分の1以内を補助、上限10万円として支給することとなります。この10万円につきましては、軽米町が5万円、岩手県が5万円という内容になります。括弧書きの部分になります。積算した内容になります。これは、岩手県が臨時県議会で予算要求するときの資料に基づいて積算したものでございます。これは、岩手県さんが統計資料に基づいて事業者数を積算しております。小売業5業者、飲食店6業者、サービス業として16業者、合わせまして694万2,000円という積算になっております。なお、この半額は岩手県から補助金として歳入を見込んでおります。

③番の軽米町飲食業者等緊急対策支援金300万円でございます。これは、飲食店、経済影響を受けている事業者で、特に困窮が厳しいであろうと予想される業種の飲食店、宿泊業、タクシー業等を対象にいたしまして、一律10万円を支給しようというものでございます。

内容でございますけれども、町内の飲食店さん26店、宿泊業さん2店、タクシー業さん2店、合わせて30店舗掛ける10万円の300万円として計上させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

それでは、質疑に入りますが、2款総務費一括で質疑をしたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 施設消毒等の防護費の購入ということでしたが、水害とか地震等のときの災害対策マニュアルという職員の担当というか、決めてあると思うのですが、このような新型コロナウイルス、その前には、サーズ、マーズのあったわけですが、それがまず職員が全部あなたはまず消毒班ですよとか、その避難所の設置に必要なときはこう、その職員に対してちゃんと徹底して、職員自身も自分が何の担当であるか分かっていますか。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、町といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げてございまして、その中におきまして、町民生活課の担当の業務といたしましては、衛生班ということで、そのような消毒作業あるいは従来ある災害対策に基づく避難所設置等についてに関しましては、町民生活課というふうな割り当てをされているところでございます。

また、その他の業務も本部によって総務班とか、様々それぞれの課に割り当てをして業務を遂行することとしてございます。

○委員長（館坂久人君） 江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） その業務について、まず町民生活課がこれこれの業務ということですが、人事異動で変わるわけですね。そういうのって毎年、自分は今度はこの担当になるのだということを把握しておく必要があると思うのですが、そういうのはどうなのでしょう。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それぞれの職員の業務に関して自覚のことのご質問かと思いますが、健康福祉課で今回のウイルス感染性の対策本部の取りま

とめ主管をしてございまして、それぞれの課に総括課長を中心として対策本部を構成し、指示しているわけでございますので、それぞれの課の本部員であります総括課長等が職員に周知する義務を負っているものということで、町民生活課といたしましては、少なくともそういうふうな症状の方が発生した場合は、衛生班として直ちに事情もありますけれども、ご家庭の事情によっては、消毒作業ができないというご家庭に関しては、直ちに防護服を着て消毒作業に、二戸保健所の指導の基に消毒作業に入るといようなことを取り決めております。

○委員長（館坂久人君） 江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） すみません、私が何回も質問したのは、災害対策本部を立ち上げるのも、軽米はちょっと私は遅かったなと思いました。それで、岩手日報に毎日のように情報が載るのですけれども、その中で担当課、担当課というのは、9日の新聞からは、軽米町は町民生活課と軽米町と2つ、その前までは、よその市町村は、例えば税金の減免等についてはどこ、何番、水道料の納付については何番とかと、具体的に動き始めていて、やったのですが、軽米町は、電話をしても、災害対策本部の担当課はどこですかと、それぞれですというふうな総務課の対応だったので、実際本部というのはどこだったのかなと思いました。電話もいつも1本になっているので、では総務課に電話をしたら、いろんな情報を教えてくれるのかなと思ったので、聞きました。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 答弁を求めていますか。いいですか。

○3番（江刺家静子君） いいです。

○委員長（館坂久人君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続きまして、議案第7号を議題とします。

〔「いや、まだまだ」「今は2款だけ、次は3款だべ」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 全体的にと言いましたけれども……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 全体的にと言ったので、変えますか。あるのであれば、大村税君。

○7番（大村 税君） つかぬことを伺いますが、プレミアム付商品券の件については、今までもいろいろと商工の振興のあれで使われてきておりますが、これの全てが使用期限がございまして、使用期限が切れると、もう不要だという、その不要の部分は、今までの、現在までどのようになっていますか。どのくらい不要がある。今

また2,000万円の部分で使用期間が延長すると、長いというふうに想定しますが、その時点でも使用しないで券が無効になった場合の部分は、今まではどのくらいで、それをどのように不用額の処理されているか。どこの不用額がものなのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございますけれども、商品券は、発行日から6か月間が使用期限となっております。これは、法律に基づくものでございます。これまでの発行につきまして、平成29年度、平成30年度、まだ令和元年度の部分については、これから業者の方がお金と換金する方もまだ残っておりますので、実績は出ておりません。平成29年度、平成30年度は、4,600セット、これは10%プレミアムでございますので、11枚券が4,600セット、1,000円券が5万600枚発行しております。平成29年度も平成30年度も同じ5万600枚でございます。平成29年度は換金、商工会さんで業者さんが換金された枚数は97.7%の4万9,435枚でございます。平成30年度でございますけれども、換金された枚数は98.4%、4万9,792枚が業者さんが商工会さんで換金を行った枚数でございます。おおむね100枚ぐらいでございます、2年とも。失礼しました。平成29年度は1,165枚、平成30年度は808枚が使われなかったということでございます。これは、買った商工会さん等で商品券を購入された方が忘れて使わなかったか、期限が過ぎて使われなかった。あるいは業者さんがその換金するのを忘れていたケースも想定されると思いますが、おおむね使うのを忘れていたということになると思います。金額にしておおむね100万円、80万円程度でございます。補助金分といたしましては、8万円に相当されるわけでございますが、この分についての措置というものについては、今までは行っておりません。例えば8万円を返してもらうとか、そういうふうな措置はしておりません。いずれ発行予定をして、印刷をした商品券が売れ残った、売れなかった部分については、補助金を削減して、それに見合う補助金を交付いたしました。いずれも今までは完売はしているけれども、換金されていないものがあるということでございます。

○委員長（館坂久人君） 大村税君。

○7番（大村 税君） 換金されていない部分というのは、減額になるわけですが、それは商工会のものになるのですか。どこのものになるのですか、100万円。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 商工会さんではございません。商工会さんとはまた別にカード会という組織がございまして、そのカード会のほうで発行事業を商工会さんから請け負って行っているということでございますので、そのお金は、次回

の印刷代であったり、そういう事業費に繰越をされて、商工会さんとの予算とは別に、カード会のほうの予算として繰越をされて使われているということになっております。

○委員長（館坂久人君） 大村税君。

○7番（大村 税君） そうすると、そのカード会というのは、軽米の中に存在しているわけですか。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） はい、そうです。

○7番（大村 税君） どういうふうな構成になっているのですか。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 商工会の会員の方々が集まって、会長さん、副会長さんを決めているようでございますけれども、今現在、いろんな商品券であれば、取扱できる業者が、商工会会員さんは215名程度なわけでございますけれども、この中で使用できる業者さんはおおむね90店舗、その都度加入される方もあるし、脱退される方もある。そこで商品券で購入することができる。その方々がそのほかにもいろいろな赤レンガカードとか私もあまり詳しくはないのですが、そういうカードも含めた運営をするための会がカード会なようでございます。その組織の中で、いずれ残ったお金については、繰越しされている。そういう事業の中に使われているということになっている。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 飲食店等の緊急対策支援金300万円で、この中の宿泊業とタクシー業というのは分かるわけですが、飲食店の26店の定義というのですか、飲食店といえ、どこまでの範囲をいうのかなというふうに、ちょっと教えてください。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 商工会さんのほうから商工会の会員さん、先ほど申しあげましたけれども、約215店舗ぐらいなようでございます。あとは、商工会員さんに会員となっていない業者さんが、そのほかに約90店舗ぐらいなようでございます。合わせて300店程度になるだろうと、今現在営業を行っている業者さんは、そのぐらいの数になるだろうということで商工会さんのほうからリストをいただきまして、その中で該当されるお店をリストアップしたものが26店でございます。食堂さん、あとは飲み屋さん、あとはいずれ食事を提供しているような業者さん、仕出し等を行っている業者さんを含めて26店舗という内容になっております。

○委員長（舘坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） ということでは仕出しまでということであれば、加工する側の人たちで、例えば普通の店なんかは対象にならないのかなど。例えば飲み屋さんとか、食堂とか、営業が停滞しているというか、経営的にあまりもうけていないというか、であれば、そこに対して逆に納入している側の立場の人たちもいるのではないかなど。例えば酒屋さんとか、そういうふうな店屋さん等もあると思うのですけれども、それとは別に今このほかにそういうふうな関係した関係で農業関係とか、そういうふうなので、納入が非常に滞ってしまったというふうな農業の方もいらっしゃるのではないかなというふうに勝手に思っているのですけれども、いろんな幅広く考えれば、ここだけではないのかなというふうに感じるわけですが、その辺のところはどのように、これからというふうに考えているのか。ここで終わりだというふうに思っているのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回は、緊急を要すると申しますか、非常に直接的と申しますか、不要不急の外出を抑制していただいた中で、減収が予想される業種さんを緊急に、このような措置をしてまいりたいと思いますが、今後ともそういった今委員ご指摘のようなどころも含めて、さらに拡充を図っていきたいというふうに思っております。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 今のことはいいです。

ちょっと議案にはないのですけれども、新型コロナウイルス感染の関係で教育委員会のほうにお伺いしたいのですけれども、臨時休校等があったりして、世間では、9月入学とか何とかという、そういうふうなまで騒がれているようですけれども、今までも学校が休校になったりして、今後その辺の授業の遅れとか、その辺をどのような形でカバーしていこうとされているのか、その辺、教育長さんからお伺いできればなというふうに思います。これから夏休みが少なくなるのか、いろんなやり方があるかと、考えがあるかと思うのですけれども、その辺のところを今現時点の中で。

あともう一つ、教育委員会の中でも奨学金等の貸与とか、返還とかというふうなのがあるかと思うのですけれども、その辺のところの対策等も考えているのであれば、それも併せてお伺いしたいと思います。

○委員長（舘坂久人君） 教育長、菅波俊美君。

○教育長（菅波俊美君） 学校関係のことなのですが、3月には2日から臨時休校ということで突然の国の要請ということもありまして、休みに入りました。そのまま春休

みまづ入ったということで、3月はほとんど授業をしていないという形です。4月、新年度に入ったのですが、4月4日、7日で学校がスタートいたしました。3月分については、未履修ということなのですが、ここのところにつきましては、各学校に調査等をいたしました。それで、大体2週間なのです。ですから、3月分というのは、ほとんどは履修しております。ただ、部分的に、例えば何年生の算数とか、この単元との、例えば4時間分が残っているといった形のものが出てまいりました。そこにつきましては、4月に入ってから計画的に履修しております。その部分が大体クリアしているというふうな状況でございます。新年度についてなのですが、実質休校しましたのは、4月30日、5月1日と、5月連休のところなのです。そこがということですので、実質2日間の休みですので、この回復はそんなに難しくはないだろうというふうに思っております。

ただ、これからこういう状況でございますので、状況がすぐ変わるかもしれない。例えば休校しなければならないという状況もございますので、各学校では、それに備えて、確実に授業をやっていただくと。もちろん感染予防というのは第一でございますが、併せて確実な授業ということも今進めております。ということで、今後のことはちょっと分からないのですが、それに対応できるように各学校では進めているというふうなご理解をいただければというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

教育総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） ただいまの軽米町の育英資金の関係でございますけれども、今回の部分で言いますと、今返還中の方を対象に、まずこの新型コロナウイルスの影響によって離職、休業等で収入が減少して、一時的に返還することが困難である方を対象としまして、返還を猶予、猶予ですので、ちょっと待ちますよというようなものを今返還中の方々に個別にご案内して、こちらで受付対応としてございます。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。

また、別な話で、今後の話ですけれども、今報道等では、オンライン授業というのでできるという、もし軽米で今後、もしかして感染等が増えたりして、授業ができなくなったりしたときに、例えば軽米では、そういうことが可能なのですか。オンライン授業というのは、それだけの設備が現状としてあるのかどうか。何かいろいろパソコンとか何か、タブレットとかと、機器等はそろえているようですねけれども、そういうふうなものには対応できるような状況なのかということ。

○委員長（館坂久人君） 教育長、菅波俊美君。

○教育長（菅波俊美君） 休校が長くなりますと、どうしても家庭学習、課題を与えて、そういう授業だけでは限界があるということで、設備の整ったところは、オンライン授業にというところも出てまいりました。ただ、実質県内はほとんどそれを要するまでにはいっておりません。ですが、例えば東北でいいますと、青森県も結構休みに入っております。隣の八戸市も大変な状況でございます。先週再開したという状況なのですが、青森市でそういった取組を進めております。

実際いろいろ状況等も聞いておるのですが、まずは子供たち一人一人がタブレット等の端末をまず準備しなければならないと。それとともに、家庭ではそれをできるようなWi-Fiの環境がなければならないということがあります。それで、もう一つ大事なのは、先生のほうが、それができるような研修を受けなければならないという状況がございます。それがそろって初めてできるという形になります。

その通信料とか、いろいろあるわけですが、軽米町の場合は、県内の中でもIT機器、整備されているほうです。1学級分が、すぐ全員が1台ずつできるという環境にあります。ただそれを家庭に持ち帰ってというところまではできないわけです。どこまで具体化、国のほうでできるかと思っております。できそうな話も聞こえてまいりました。ギガスクール構想というものでございます。小中学生に1人1台ずつ当たるような形で整備をするということで、それで併せて今お話あったような家庭でもできるような環境の機器整備を進めるという話を伺っております。いずれそういったことが国で具体化されれば、町としてもぜひ進めたいというふうに思っております。ですが、機器を整備しても、当然先生方の研修に相当時間がかかりますので、すぐできるという状況には私はないだろうと、しっかりと計画を持って進めていくという形になるかなというふうに思っております。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 今軽米小学校の1年生のことなのですが、コロナ感染で3密を避けるというふうなことを言われておりますけれども、あと1人子供がいれば2クラスになったということなので、1クラスが行ってみると、もうみちみちだと、3密の話でなかつてとある人が言っていました。去年秋田県の東成瀬村に行ったときには、そこではやっぱり教育に力を入れるということで複式学級ではなくて、村で独自に人件費を出して先生に来てもらって、複式学級を避けるように、教育に力を入れていきますということだったので、軽米町では、あと1人いれば、2クラスになったのにと、しかもそれが1年生なのです。これが2クラスに、町の単独の予算をつけてやれるということはないのでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 教育長、菅波俊美君。

○教育長（菅波俊美君） 各学校では、今とにかく感染予防ということが第一ですので、

これを第一に考えて、もう全ての授業もそうですが、活動を組み立ててほしいということでお話をしています。ですから、感染予防をしながらそれぞれの学校での活動の充実を図ると、その両立を何とかしたいということですが、もうご案内のように、3密回避という、3つの密というのは、本当にこれが集約されたようなところが学校であり、教室だというふうな言い方をする方もいらっしゃいます。何とかそれを避けるためにいろんな方法をとっておりますが、今一番言われているのが人との距離、その部分に配慮した形でいかなければならないということで、もう子供たちが一番過ごすのが教室ですから、教室の中で2メートル、できれば1メートル距離をとりたいということでやっておりますが、人数が少ないところはそれができます。ですが、30名を超えますと、ちょっと厳しくなりますというのを物理的な条件があって、非常に厳しい状況がある。そういったときには、当然マスクとか手洗いです、換気を何回も多くやるとか、何とか3密のリスクを下げるための努力をしております。

それもできない、一番いいのは、おっしゃったとおり、人数が多いところを2つに分けて、人数が少ない形で授業をしていくという形が一番いいですが、それような先生をつけられないかということなのですが、それようではありませんが、軽米町では、ひとつ配慮の必要な子供さんがいらっしゃる場所に特別支援員という形で支援員が入っております。軽米小学校は3名です。3名入っております。そのほかに、これはあまり他市町村ではないのですが、学力向上支援員という形で先生が入ります。県でいう加配に当たるようなものなのですが、免許を持った先生が入っておりますが、軽米町1人入っているのです。ただ、その狙いというのは、まさに学力向上ということですので、その3密を避けるためというのではないのですが、私は校長先生に話をしておりますのは、もちろん学力向上のために、第一義的には使っていただきたい。ですけれども、どうしても3密を避けられないという一つの方法としては、今申し上げたような支援員の方をつけるということもできます。ただ、そこで分けると、申し上げたとおり、免許を持っている先生でないと、分けたところに入れないのです。指導できません。免許を持っていなくても、ただお世話だけはできますけれども、支援員さんみたいな形で。ですので、今入っている学力向上支援員を用途を変えて、そういったこともできると。ただ、全部の教室がそれできませんので、臨機応変にやっていただくということは進めております。

ということで、まずかなり町としても配慮した形の支援員の配置をしているというふうな認識は持っております。あとは、上手に学校で使っていただくように今こういう時期ですから、感染予防を第一に考えて進めていただきたいということをお話をしております。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

江刺家静子君。

- 3番（江刺家静子君） いろいろ配慮していらっしゃるということは、それは分かりましたけれども、そうすると、今の1年生、保育園、幼稚園から来た1年生が、その状態でずっと2年生、3年生といくのかなと思います。ぜひとも2クラスというか、コロナがなくても、やっぱりあと1人で2クラスになるクラスだったのが、ずっといっぱいそのままいくというのではなくて、やっぱり行き届いた教育ということで、2つに分けるというようなことをこれからも検討していただきたいなと要望したいと思います。

あとそれから、商工費とか教育費とかも関係しているのですけれども、学校給食費が3月はなかったのです。それで、やっぱり業者さんは学校給食に納品するために商品を用意していたという方もあります。それから、話がちょっと変わりますが、ミル・みるハウスも休業しました。ちょうどその連休中に合わせて野菜を用意していたというか、そういう人たちもいたのですけれども、さっき業者さんの支援、飲食業者の支援というのがありましたけれども、そこまでもちょっと、そういうのも全部調査をしていただきたいなと思います。学校給食に納品している、何だかがっかりしたとかと気落ちした人もありましたけれども、まず4月から納品できているのかなと思います。そういうのがなかったですか。

- 委員長（舘坂久人君） 教育総務担当次長、工藤薫君。

- 教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 学校給食費に関わってでございますが、3月休校分に対しまして国の補助が出まして、これは全国の学校給食連合会が補助事業を行うというふうなことになって、3月下旬に要綱やら、あと4月に入って、3月分の休校に関わっての部分で補償の部分を補助金を出しますよというふうなことがありまして、補助金の流れとしましては、学校設置者が食材購入するわけなのですが、食材を購入したところが廃棄してしまって使えなかったものに対して、学校設置者が購入費を補償するというふうなことの内容の補助金でございます。

これをちょっと調査しましたところ。牛乳がございました。あと、2週間に1回なのですが、パンがありました。あともう一つ、野菜もありましたけれども、購入した証明書と、廃棄した証明が必要でございまして、それらを証明できる書類が整えば、その補償をするというふうなことの予定としてございます。

- 委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

江刺家静子君。

- 3番（江刺家静子君） それはあれですよ、業者さんに知らせてはいる、こういう制度がありますと。

- 委員長（舘坂久人君） 教育総務担当次長、工藤薫君。

- 教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） これは、当初牛乳について牛乳普

及協会からこういう事業でこういうふうな補償をしていただきたいというふうなことで話が初めありまして、次、パンが来まして、それでは、町内はどうだというふうなことで、町内の3月分の購入計画の部分、これを確認しまして、それぞれの業者さんから聞き取りをいたしました。聞き取りをしたときは、その旨、一言お伝えをしているところでございます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 3款の民生費、今回子育て世帯にもまず補助金、大変とよいことだと思っております。今朝の、岩手日報で必ず見るところはどこですかと町民から聞きますと、慶弔の欄は必ず見るといって人が割合と多いようです。今朝の新聞を見ましたら、慶弔の欄の軽米町が載っていたのは、出生の欄にしばらくぶりに名前が載っております。上館の何とかという人でございましたが、そこでも、私はこの頃その新聞を見て、この子は初めての子供なのかと、それとも2子以降の子供なのかと考えているわけです。それで、どちらか私は分かりませんが、前回の議会の延長線と言えば延長ですが、また今回手厚い支援もある中で、第1子でなければよいがなというような、そう思って見ておりまして、町長、この際、6月の議会も既に6月4日と案内も、口頭で、そういう日程を組まれたようでございますので、検討してみてもどうかと。そのことが2子、3子、4子が、うちは6人ありましたが、そういうのにつながっていくことになるのではないかなと思って、何だか押しつけがましいのですが、前向きに検討してみてもいかがですか。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） また前回の繰り返しになりますけれども、私も子育て世代のやはりご支援は、非常にこれからも充実していきたいというふうに考えております。そういった意味では、今給食費の完全無料化ということをお約束しておりますので、何とかこれを早期に実現してまいりたいというふうに考えております。

また、今委員さんからご提案があることも、行く行くはこれは検討していかねばならないと思っておりますが、やはりまた今やらなければというか、充実していかねばならないのもしっかりと財源をつけながらまた検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） マスクをかけている関係だか、よく分かりませんが、どうもマスクというのは、私の聞いた範囲では、前向きに検討したいと。ただ、まだ別なものを町長が思い描いている分もあるようでございます。それらについてもそれはそれでそのとおりでございまして、どうぞ6月までに再度検討して、前に進ん

でもらいたいと、そうお願い申し上げまして次の質問に移ります。

6款商工費の関係ですが、3款、5款と違って、商工費については、町のまず基本的に単独事業と。軽米の財政を使って、独自で政策を立てたいというふうなことの予算でございますので、それなりに他に与える影響も大きいと思うし、前の方が質問したとおり、とりわけ軽米町飲食業者等の緊急対策支援とか、その辺については、町民が全体の、全ての町民が納得するわけにはいかないと思いますが、そういう理解も得られるような形で行われたいかかなものだろうかと思っております。

具体的に申し上げますと、飲食業、旅館業等の業者に関連する、先ほども出ましたが、酒屋さん、小売業者、野菜屋さん、様々あると思っております。それとそのほかの衣料品とか小売店など、どんどん少なくなっております。そういう人に対する配慮等も大切だと思っております。また、そのほか、畜産農家の人たちも大変と、このコロナとは直接関係あるかどうか分かりませんが、大変と厳しい状態と聞いておりますので、その関連することがどんどん出てくるのではないかなと、要望が出てくるのではないかなと。町単独で対応できるかどうか分かりませんが、それらについてはどのように考えておられるか併せて答弁。

○委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回のコロナ感染症対策の支援策としては、県のメニュー、それからまた国のメニュー、いろんな形で出てきております。そういったことに該当する事業者さんはもちろんでございますが、それは予想される事業者さんも含めて、やはり皆さん手を挙げて申請していただいて、そしてなおかつまた町のほうでもいろんな形でご支援申し上げながら、皆さんが納得いくような状況をつくっていききたいというふうに考えております。

今現在、私も当初の説明で申し上げましたが、特別定額給付金の早期支給をまずもって全庁的に実施しながら、速やかに皆さん方にお配りを申し上げたいというふうに思っております。また、いろいろなメニューのご説明等もかるまいテレビ等を使いながら、皆さんにご説明申し上げながら、社会福祉協議会、そしてまた商工会、そしてまた役場等窓口、それぞれありますので、そういったことも説明申し上げながら、皆さん方に申請を促してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

山本幸男君。

○10番（山本幸男君） イベントの関係ですが、イベントの中止とか、延期とか、様々な話題になっております。八戸の秋祭りについても中止というふうなこと、それから……

〔「夏祭り」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 様々東北のお祭り等も変化があるようですが、軽米の予定については、どのように考えておられるのか。また、フォリストパークの関係については、結末についてもちょっと詳しい説明を願いたい。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず最初に、フォリストパークでございます。緊急事態宣言を受けまして、全ての4つの観光施設、フォリストパーク、ミレットパーク、ミル・みるハウス、物産交流館、休業していたわけでございますけれども、一部施設の県知事のメッセージによりまして、連休明けの一部施設の休業要請が解除されたことから、フォリストパーク以外につきましては、連休後に通常営業に戻っております。なお、ミル・みるハウスにつきましては、通常営業に戻しましたけれども、レストランを使って新しい様式、対面による食事をしないとか、いろいろ国等の新しい様式等の提言があるわけでございますけれども、そういう形の中でテイクアウト弁当を主な業種として連休以降中を使用して御飯を食べるのではなくて、窓口で持ち帰り用のお弁当を買って食べていただくという新しい様式の業務を行っております。

フォリストパークでございますけれども、昨日の夕方も行ってみて確認してまいりましたけれども、チューリップは今最盛期を迎えております。満開の状態でございますが、千葉県の佐倉市でもあったようでございますが、休業をしても400人以上の観光客の方々が密集をして、大変な危険な状況になっているので、やむを得ず切りたくなかったけれども、花を切ったという報道がされておりますけれども、たまたま軽米町におきましては、連休中も見回りをしております。若干の何名かの方は、車を駐車できるところに車を置いて歩いていって見られる方もあったようでございますが、密集するような状況には今のところはなっておりません。しかしながら、今満開の状況でございますので、そういう状況をつくって見に来られた方が密集をしたり、密接になったりして感染拡大防止につながる新しい様式にちょっと背くような状況をつくってはいけないということで、チューリップが咲き終わるまでは今までどおりバリケードで閉鎖をして、入場できないような制限を図っていきたいと考えております。

○委員長（舘坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） フォリストパークは、花を切ったというのではないの。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） フォリストパークは、花は切っておりません。そのまま満開に咲いております。たまたまうちのほうでも密集になるような状況があれば、密集にならないように管理人の方に気をつけていただくように皆さん方に声をかけていただくようにしております。今のところそういう密集の状況はできてお

りませんので、今のところは危険性がないということで花は切っておりません。そのまま咲いております。

○10番（山本幸男君） その他のイベント。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 続きまして、その他のイベントについてでございます。

第1点目として、今申し上げましたフォリストパークのチューリップまつりを中止させていただきました。最近の事業でございますけれども、折爪岳の協議会のほうの事業となりますが、折爪岳の山開きは中止の方向で進んでおります。これは6月の最初、例年行われておりますが、ただ神事だけは行うということでございます。当然軽米町としては、登山をやっていたわけでございますけれども、バスでの移動等密接なバスの中の移動等を伴うということで山開きも中止の方向に合わせて中止することとしております。

あとは、今現在検討しているのは、森林ウオーキング、あとはヒメボタル鑑賞会でございます。これは、例年7月の最初から中旬ごろにかけての行事でございますけれども、これも密集、密接の状況、バス移動等を伴うということで、今のところは中止の方向で検討させていただいております。

あと夏祭りにつきましては、8月、今年は7月下旬から8月にかけて行われる予定でございましたけれども、商工会さんのほうに町が補助金を出して開催をお願いしているわけでございますが、この件につきましては、明日午後から夏祭り実行委員会を商工会さんのほうで開きまして、そこで開催するのかどうかを決定する予定となっております。

あと次のイベントといたしましては、秋祭りになるわけでございますけれども、これにつきましては、今月下旬に例年より早く秋祭り実行委員会を開催いたしまして、開催の可否を決定したいと考えております。その前段といたしまして、二、三日ほど前になりますけれども、実際秋祭りをやる場合に、山車を出すことが可能なかどうかということをおよそ山車団の方々からご意見をいただきたいということで会議を開かせていただきました。その中では、6山車団の方の1団体の方は、やるのであればやりたいという方、1団体おりました。そのほかに、もう山車を作れないという、作っていただくことが、八戸の三社大祭等の中止により作っていただくことが、もう困難あるいは不可能だという方が半分おられました。頼めば作っていただくこともできるという聞き取りはしているけれども、今年はこういう状況なので、できれば参加したくないという方が5団体でございました。併せて郷土芸能の参加者の皆様方からも集まっておりましたけれども、山車団の方も出ないと、こういう状況であれば、子供たちを集めて練習するという危険性は作りたくないということで、山車、郷土芸能等については、出られないだろうという方向で

進んでおります。いずれ今月下旬の実行委員会で正式に決定させていただきたいと考えております。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 話をまた前に戻しますが、状況については分かりました。ありがとうございます。商工費の中に、町単独でやる事業は、慎重に対応したほうがいいと考えておりますので、資料の中に補助金の交付要綱というふうな形で中身を、私の書き方も悪かったのですが、内容について知らせてもらいたい。その中に、もしかすれば、補助金の申請をするときに、軽米の税金を完納している方、とかという、よく文言があります。今回はまず非常事態というふうなことで、それらは全てなくて、様々実行しようと考えておられるのか。また、大変失礼なことだかもしれないが、そういう形で対応をして、まずそういう項目をもう一項入れて、あるいは入れないでというふうな感じはいかがですか。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず、今町単独でやる山本委員さんに関わる部分が飲食店の部分だと考えております。これは、まさに年度末年始、いろいろな行事、卒業式であったり、入学式であったり、送別会であったり、いろいろな行事が集中してキャンセルになったと。この2か月程度で、あるいは5月の緊急事態宣言5月末を受けて、お客様が入らないということで、自主的に、県の自粛要請をされた業者さんは、軽米町の飲食店にはないわけですが、自主的に営業を中止された方々もある。取りあえずその方々の緊急的に対策を図る、経営維持のための若干の10万円の給付金ではございますが、緊急的に支給したいということから、今回の臨時議会に提案させていただきました。

現在この要綱の中には、例年の、通常の補助事業の役場の税金を完納している方、公共料金等を完納している方という文言がつくわけですが、今回この事業につきましては、考えておりません。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 例えば2月の固定資産税は納めている、4月の固定資産税は、納められなかったというような形であれば、というふうな一つの考え方、全て取り払って、国民1人当たりの給付金と同じに対応したいというふうなことなのか、その点はどうですか。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今回の飲食業者等の緊急的に、当然言い方が悪いわけですが、営業できなくなれば、取ることが不可能でございますので、今回は、事業を継続していただくための少しの奨励金ではございますが、そういうものに役立てていただきたいということで未納者等制限等も行わない。この

事業に限っては要綱の中には盛り込んでおりません。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

それでは、ここで10分間休憩したいと思います。後ろの時計で20分まで休憩したいと思います。

午後 2時10分 休憩

午後 2時19分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、再開したいと思います。

茶屋隆君。

○11番（茶屋 隆君） 緊急対策支援事業の一環として、町単独で行う事業ですけれども、プレミアム付商品券発行事業ですけれども、今までも私も毎回プレミアム付商品券は利用させていただいておりました。今回は、今まで毎回10%だったのですけれども、今回は20%ということで、すごく町民の方々使うにしても有意義かなと思いますし、セット数も8,850セットといつもよりも多いです、1億円以上の経済効果があるということで町内の商店会の皆様にとっても非常に喜ばしいことかなと思っております。コロナがすぐに収束すればいいのですけれども、これから先ちょっと見通しがつきませんけれども、万が一続くようであれば、秋口であってももう一度こういうふうなことができるのであれば、やってほしいなと思いますので、要望ですけれども、どのように考えているのか、ちょっと答弁いただければ。

あと3番目の飲食業者緊急対策支援金、町単独ですけれども、これも県とか国のほうでは、接待を伴う飲食店なんかに休業要請していて、それに対しての支援をするということでございましたけれども、私も昨日飲み屋さんのところを10軒ぐらい、食堂とか回って、話をお聞きして歩きましたけれども、まず大変だった、大変だったではなくて今も大変なわけですけれども、3月、4月、5月、やっぱり休業は4月、5月、4月からずっと休んでいる人もいるけれども、4月の中頃から5月の10日頃までは、ほとんどのところが休んでいたということで、あと売上げもほとんど半分以下、本当に1割、2割のところもあるというふうなことを聞いてきました。なので、このままでいったら本当にどうしよう、いつ収束するか分からない、廃業したらいいのかなというようなことを考える人までいるということで、非常に何か本当大変なのだなということを感じてきました。

そういったときに、町単独として10万円を支給ということで、私も金額的にまずどうであれ、やっぱりそういった支援をするということが、そういった商売をやっている方たちのこれからの働く糧になるのかなと思って、非常にまずよかったなと思っています。私の予想では、15店か、そのぐらいかなと思っていたのが、こう見れば30店舗ぐらいが対象ですので、非常によかったのではないかなと思って

います。

先ほど来同僚議員も話していますけれども、これからそういったいろんな方に支援ということで、町長も先ほどの答弁では、さらに拡充を図っていくということでございますので、やっぱりこれからの対応になってくると思いますので、よろしく対応していただきたいと思います。

あと今日、国、首相のあれが、表明というのですか、あるわけですがけれども、6時みたいですがけれども、それで緊急事態宣言が解除するというので、どのような形でどうするかというのが出ると思いますので、そうすれば、やっぱり県のほうでもそれなりに出すと思います。そうしたら、やっぱり町は町として対応していく。

ただ、私昨日回ってみて感じてきたことなのだと思いますけれども、やはり自粛、自粛で、イベントも中止、中止であれば、何か落ち込んでいて、先の明るさ何も見えてこない。やっぱり何かできること、軽米町、岩手県、何か小さいことでもいいからできることから、確かにリスクはあるけれども、そういったことも考えて、軽米ならではのというようなことも発信してはいいのではないかとというふうなことも言われましたけれども、やっぱりそれはこれから、今早急にはできないかもしれませんがけれども、そういったこともみんなで当局も、議会は議会として考えていかなければいけないのかなと思っておりますので、そういったこともこれから考えていけば、多分もうコロナと共生してやっていかなければ、コロナが収束、ゼロになるということはある得ないと思いますので、そういったこともこれから考えて対応していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変今回プレミアム付商品券、2割つけるというふうなことで、皆さん今特別定額給付金、一律1人10万円という形で給付になります。その、ぜひお金、ぜひこのプレミアム付商品券を皆さん購入していただいて、そして軽米の町の中に消費を喚起しながらお金を循環させ、経済の活性化、そういったところをしていただきたいというふうに考えておるところでございます。そうすることによって今委員さんおっしゃるとおり、大変お困りの商売をやっている方々の多少なりともおるわけでございますので、ぜひこれは町といたしましても、皆様方に呼びかけていきたいというふうに考えているところでございます。

また、何回も申し上げているとおり、今回国、県、そしてまた町単独でも様々な支援策等メニューも出そろってきております。そういったことに関しましても、ぜひ関心を持っていただいて申請をしていただくというふうなことも喚起してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） 茶屋隆君。

○11番（茶屋 隆君） 昨日回っていて、日にちはちょっと忘れましたが、いつの日か、役場のある課で昼間、お弁当をまとめて頼んでくれた、すごくありがたいというか、何か本当にそういった中で、そういったのを気遣ってくれてそういったのをやってくれたのだなと思ってうれしかったと言われて、本当によかったなと思いました。やっぱり活性化を図っていくためには、私たちもみんな、町民もそういう気持ちになって、協力する。例えば今日も軽米食堂さんの弁当だったのですけれども、それにテイクアウトというのですか、それで500円で電話で注文すれば持ち帰りできますよというのがありましたけれども、やっぱりこれからそういうふうなのでもみんな協力していけばいいのかなと思っておりますので、役場の職員の方たちも、やっぱりそういうふうにして、私たちもそういうふうにしていかなければいけないと思いますので、ぜひみんなでそういうふうなことに取り組んでいけばいいのかなと思いますので、そういったことも言われましたので、本当に喜んでおりましたけれども、あと私の質問は終わります。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 一つ確認ですけれども、新型コロナウイルス、特別定額給付金、5月8日の岩手日報に、こういう手続の案内が一面で載っていました。私も詳しく見ていなかったのですけれども、ここで一番私気になっていたのが、口座の関係だったのですけれども、これを見たら、もう特に口座、今使っている口座があれば、みんなそれをチェックすれば、水道料金とか、そういうふうなのでもあれば、それでいいよというふうなことだったのです。これ非常に分かりやすいなと思って見ていましたけれども、これを見て、これから町民は準備していけばいいのかなというふうなのを一つ確認したいと思います。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

その資料を御覧いただいた上でご記入なさればいいかと思っておりますけれども、本日お送りしました封筒には、記入例といたしまして、なるべく見やすいような書き方で同封させていただいておりますので、それも御覧になってご記入していただければよろしいかと思っております。

また、水道料金等お支払いの口座からの引き落としとか、チェックを入れれば、それはそれで担当課のほうに照会し、振込番号等を確認した上で速やかな振込手続ができるものと思っております。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。これはこれでいいです。

別なことを。このコロナ対策に関係して、町の税金等の減免とか、猶予とか、そ

ういうふうなのを考えているのか1つ。

もう一つは、スポーツ大会等、5月については、大会開催を自粛というふうな要請が体育協会等を通してあったのですけれども、6月についてまだそれがないと。やはりその辺のところは今後どのように現在のところお考えなのか。私が所属している業界では、5月に開催予定だった10の大会を全て中止にしております。年間通せば3分の1の数の大会でしたけれども。それと、6月以降にも予定しておりますので、それらをどのように考えていけばいいか、まずその辺のところをご指導いただきたいと。

最後にもう一つ、この連休中というか、これまでにかるまいテレビで町長がコロナの関係等、いろいろご挨拶をしていたようですけれども、議員の方々も何人の方が見ていらっしゃるのか分からないですけれども、これはせっかくああいうふうに町民に対して呼びかけているのであれば、いつそれをやっているのかが分からないと、誰も見ないのではないかと。毎日、朝から晩まで見ている人だったら別ですけれども、やはりせっかく町長がそれだけのことを、軽米の状況をお知らせしたりしているのであれば、今後の私は要望ですけれども、毎週1回定例の記者会見ではないけれども、定例の町長の何かそういうふうなのをやるのは何曜日の何時からやりますよとか、そういうふうなのを皆さん周知しておけば、その時間を使って町民が町長の言葉をみんな聞けるのではないかなと。それによって町民に対する呼びかけとか、いろいろなものができるのではないかなというふうに私は考えているのですけれども、その辺のところを考えてみてはいかがでしょうか。その3点をお願いいたします。

○委員長（館坂久人君） それでは、まず税務会計課総括課長、梅木勝彦君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） それでは、今のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、地方税の関係でございますが、徴収の猶予というものを実施することとしております。各税額の中で20%以上の収入減少になった方については、申し出の日から1年間徴収を猶予しますということになります。督促料、延滞金はかからないということになりまして、各納期ごとに申請をいただくわけでございますが、1年間猶予するというふうなこととなっております。

それから、事業者の方の固定資産税の軽減措置ということで、こちらは令和元年度の課税の1年分に限りまして、収入が30%から50%減収している方については2分の1、50%以上減収している方についてはゼロというふうなことで軽減の措置がとられるというふうなことになってございます。こちらは、要綱等で整理するという内容が決まり次第、ご報告させていただきたいと思っております。

それから、国保税でございますが、こちらは減免の措置がございまして、罹患し

た場合あるいは減収があった場合ということで、それぞれ減免の措置がなされておりますが、ただいま様式等の整備中でございます。それが整備された時点で皆様にお知らせしたいと思っております。

また、国保税につきましては、7月に納税通知書が出るということから、その際に再度PRをさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（館坂久人君） 次に、水道事業所長、戸田沢光彦君。

○水道事業所長（戸田沢光彦君） 水道事業所、それから下水道の関係でございますけれども、厚生労働省と、それから国土交通省から新型コロナウイルス感染症の影響により、公共料金の支払いが困難な事情のある者に対しては、支払いの猶予等柔軟に対応するように要請をいただきました。軽米町水道事業所あるいは下水道料金につきましては、5月分から7月分までの3か月分でございますけれども、支払いを猶予して、最終的には8月31日まで納期を延長する、これは対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した方で水道料金の支払い、下水道料金の支払いが困難な方、また新型コロナウイルス感染者または感染の疑いにより、料金の支払いの手続が困難な方を対象としております。申込みにつきましては、電話で申し込んでいただきたいということでございます。猶予でございますので、いずれはお支払いいただくものでございます。

ちなみにですけれども、公共料金ということでNTTにつきましては、3か月の支払期限を延長すると。それから、電力さんにつきましては、4月分、5月分をそれぞれ1か月間延長するというふうな措置。それから、NHKさんにつきましては、個別にご相談に応じますというふうなことでございました。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 先ほどのスポーツイベント等の考え方のところについてお話をしたいと思います。

ハートフルスポーツランド、それから町民体育館等を使ってのスポーツイベント等につきましては、各関係団体のほうにお願いをして、5月いっぱいまでは大会等の自粛をお願いしております。それで、あと併せて芝桜スポーツフェスティバルについては、5月、6月にわたるものですが、これもうちの主催事業ということで、主催事業の部分については、見合わせをするということで6月にその大会の部分を中止をいただいている部分のところもでございます。それで、今私たちのところで考えているところですが、町内の5月いっぱいにつきましては、今のところ屋内の施設については、町内の方に限る。それから、屋外の施設については、県外の方は、ご遠慮いただくという形を5月いっぱいを通していきたいと思っております。

それで、国、県等の今の緊急事態ということで今なっておりますので、それが緩

和された状況を見ながら、6月以降の部分については、また検討させていただいて、そしてできるだけ緩和をできるような形、そしてそれに併せて大会等を開いていただく場合については、十分な対策をとっていただくというところをお願いしながら考えていきたいと思っています。今のところは5月いっぱいのところは現状のまま進めたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思っています。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村委員さんから町長の定例の会見放送というふうなことのご意見ありました。ありがとうございます。どの程度の頻度、あと定期的に決めるかも検討をしたいと、前向きに取り組んでまいりたいと思っています。

なお、現在のコロナウイルス関係の呼びかけについては、番組編成上、独立した時間帯を設定できない状況で、かるまいジャーナルの後に続けての放送になってございますけれども、常にそれが流れているという状況でもないのですけれども、そういうふうなことで町長からのメッセージも流していますよというのは、おしらせ版なりでお知らせして、しばらくは、やはりそういった町長の直接のメッセージというのもあるかと思っていますので、そういう形でお知らせしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今国のほうでは、コロナウイルス感染が拡大している地域、そしてまた感染が認められている地域、そしてまた岩手県はまだ感染がゼロでございますので、感染が認められていない地域というふうな3つに仕分けしてございますが、皆さんご存じのとおり八戸市で発生したということで、軽米町は感染が認められた地域と同等に私は県のほうにもそういうお願いをしておりますし、私自身そういった緊張感を持ってこれからもまたメッセージを出したいと思っていますし、そしてまた1人の感染者も出さない努力をしてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） さっきの水道、下水道等の猶予、税金のほうでは、事業所等の関係では、30%から50%減であれば、固定資産税2分の1、50%以上であればゼロにするというふうな、何か今考えているという税務課のお話でしたけれども、水道、下水道等も、その事業所等だったらかなりの大きな金額になるのではないかなという気はするのですけれども、もしそういうふうな事業所等でもそういうふうな収益が減額されているようだったら、同じような考え方をしてもいいのではないかなというふうに今答弁を聞いていて感じたのですけれども、その辺のところを検討する状況ではないのでしょうか。今のところは、多分国からの指導だけでやってい

るようで、町として単独で考える余地はないのかなというふうに感じたのですが。

○委員長（館坂久人君） 水道事業所長、戸田沢光彦君。

○水道事業所長（戸田沢光彦君） 税金等はそういった減免の措置を考えておられるようですけれども、水道事業所、それから下水道につきましては、一般会計からかなりの繰入れをいただいて事業を運営しているところでございますので、現在のところ、そういった減免措置については考えてございません。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） それは、一般会計からいこうが、どこからいこうが、同じ金だと思うのですけれども、それはそれでいいです。

別なことを、今度は、さっき教育委員会のほうから答弁していただきましたスポーツ大会の関係ですけれども、5月中に関しては分かっていますので、それはいいのですけれども、6月以降に関してのことを私さっき質問したので、そこを。というのは、もしまだ決まっていなかったら、次の対策会議でも決定してほしいのです。というのは、5月中に関してのあれは私、4月の観光協会の総会の際に、ちょっと体協の会長としての立場で要望した経緯もありますけれども、その要望されなくても、そういうのを随時常に考えてやっていただきたいなという。それは、我々は年間の行事の中で常に勘定してやっていかなければならない状況なので、その辺のところをちょっと各団体の状況も分かって進めていただければなと思いますけれども、その辺のところをどのように6月考えているか、再度お聞きします。

○委員長（館坂久人君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） お答えしたいと思います。

まだ先が見えないところでございますが、一応6月以降については、緩和という形ですが、今までどおり全部をフルにという形での見通しはちょっときついかなと思っております。大会を開催するに当たっても、町内の方に限定するか、それから県内の方にするか、県外の方も入れるかというところで相談をしていかなければなりません。今のところ6月以降の部分については、幾らか緩和をしていきたいということでありまして、まだ先がちょっと見えませんので、各関係団体等の上の大会等も軒並み中止をして、段階的に月を追って中止が続いてきているという状況でございますので、いついつ予定というところで進めることはありますけれども、その段階でちょっと実際できなかったというところもございます。

いずれにしろ7月以降の部分についても、ちょっと6月の段階で内部でまた検討させていただいて、そして方向性を何とか示していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） いずれぜひ具体的に検討していただきたいと思ひます。

駄目ならば駄目、やってもいいのだったらいい、またやるためには限定する、制限してやってくださいとかという、そういうのをきちんと決めて、先行きが見えないのは、別に軽米に限ったことではない、どこだってそうだと思いますので、そこは別にして考えてほしいのですけれども、ただ今施設の利用、体育施設の利用として室内の施設は、軽米町内の人だけにしてください。小、中、高校生は、個人利用は遠慮してくださいというふうになって、室内は軽米町の人だけ。屋外施設、野球場とか、パークゴルフ場とかというところは、テニスコートも含まれると思いますけれども、県内、県外の方は駄目というふうに、こうあるわけですが、それを維持していくのであれば、その対象者だけの大会だったらいいですよというふうにも捉えるわけですが、その辺も含めて再度検討していただければなど。

私、実は先週の日曜日ハートフルに行ったら、車がいっぱい止まっていて、何があったのだろうと思っていたら、町内の人たちでなく、盛岡大附属高校と久慈高校の野球の練習試合が行われていたと。人たちもかなり来ていました。密集というほどではなかったのですけれども、久しぶりに賑やかな光景を見られたなという、ただああいう場面が今現在県内であれば行われるということも想定して、大会等ほどの程度やられるのか分からないのですけれども、その辺も含めて考えていただければなど。早急に結論を出していただきたいというふうにお願いします。よろしくお願いします。

○委員長（舘坂久人君） 要望ですか。

○4番（中村正志君） それについてどのように。

○委員長（舘坂久人君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 県内と県外ということで屋内施設、それからというところも今定めておりますが、その辺のところも今ちょうど緩和をということで先ほどもお話ししたとおりです。方向の部分についても、今の段階では方向、また状況が変われば、また状況が変わったときの方向ということで、近いところの方向性という部分については、当面の間という形でお示しをできるように何とかしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） 大村税君。

○7番（大村 税君） コロナウイルス感染防止に関連してお尋ねしますが、お祭りのイベント、あるいはスポーツのイベントは自粛ということで先が見えないので、見合わせというふうに検討しているようでございますが、人生で一番、一度しかない二十を迎える成人式については、どのようなご見解を持っておられるか。成人を迎える方々にもぜひやってほしいというような、対策を講じながらでも実施してほしい

というふうな声何人かから訪ねられたので、当局のご見解をお聞きしたいなと思って質問しました。

○委員長（舘坂久人君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 8月15日に毎年やっております成人式につきましては、今のところそのとおりで開催をするということでの準備ではおりますが、まだ何地区かにおいて、全国から集まることとなりますので、移動ができない地域の方もいるというところ、現在の段階は。それらが解決して、そしてできるようであれば、8月15日の開催という格好になろうかと思えます。

ただ、それができないとなれば、例えば延期をするとか、そういった方向もちょっと検討していかなければならないかなと思っているところでございます。今のところは、まだ全国的に解除されて、そしてみんなが自由に行き来できる状況ではありませんので、この辺のところを注視しながら、それで対応していきたいと思っております。

○委員長（舘坂久人君） 大村税君。

○7番（大村 税君） 状況を見ながら、ぜひ実施の方向を検討してほしいなと思えます。よろしくどうぞお願いします。

○委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 先ほど町長から学校給食費の無料化についても実施に向けていかなければならないというお話を伺いました。本当にお隣の九戸村の新しい村長さんも学校給食費の無料化という公約で当選されまして、何か今年度中には実施したいということだったのです。軽米町が学校給食費完全無料化、県下で初めてという記事が新聞に載るように、ぜひとも一日も早く実現するようにお願いしたいと思えます。

それから、もう一つですけれども、プレミアム付商品券、それを取り扱っている商店では、1枚1,000円について、何か換金手数料というか、20円だけ手数料がかかるということです。それで買うときに、買う側の方は、よく聞くのは、何かこれ商店でさらに手数料あるというものね、だから申し訳がなく何か使うときに、何となく申し訳ないなという気分になるし、商店でもその利益が少ない商品等もあるわけです。そうすると、まず何かあまりいい顔をしないということもあります。せっかくの商品券なので、今回の緊急事態なので、その20円換金手数料がないというか、商店でその分払わなくてもいいようなことはできないでしょうか。それはもしやるとすれば、どこがやることになるか。

○委員長（舘坂久人君） 最初に給食費の関係から、教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

- 教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 給食費につきましては、10期に分けて年間全部納めていただいた方に副食費半額補助という形で今年予算を可決いただきまして、それで進めております。無料化につきましては、今財源等の検討をしております。そういった形で検討させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） プレミアム付商品券の換金時の手数料でございます。先ほど皆様方にお配りいたしました①番の資料を見ていただければ分かると思ひますが、これまでは消費者さんが買い物をする。その業者さんが商工会で券を持っていって金に換金するときに2%手数料として商工会さんというか、カード会の予算になるわけでございますけれども、その事務費に充てていたということでございますが、私たちのほうも今回を契機に、その2%の換金手数料はなくするというで商工会さんと打合せを済ませております。補助金から必要な事務経費は、補助金の中で見ていただくと。それで、残った金は全てプレミアム付商品券の発行部分に使用していただく。買う方もプレミアムはつく、買っていた事業者さんも手数料を取られない、現金で買っていた収入がそのまま残るという形で今後は実施していきたいと考えています。
- 委員長（館坂久人君） よろしいですか。ほかにございせんか。
〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第7号の審査

- 委員長（館坂久人君） 続きまして、議案第7号を議題とします。
提案理由の補足説明がありましたらお願ひします。
町民生活課総括課長、松山篤君。
- 町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第7号につきましては、令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の予算措置をお願ひするものでございます。
この補正予算につきましては、議案第5号で条例の一部改正をお願ひをしているところで提案をしておるところでございますが、この提案に基づき、予算措置をお願ひするものでございます。
具体的には、議案第5号で新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の創設をお願ひするものでございますが、議案第7号の補正予算は、当該傷病手当金に支出に関しまして150万円の予算措置をお願ひするものでございます。
歳入につきましては、同額県補助金を予定してございます。150万円の根拠でございますが、給与等の収入のある方が3か月平均、例えば18万円の方が新型コ

コロナウイルス感染症に感染し、30日就業できなかつた場合、計算しますと18万円の平均の給与収入がある方でありまして、傷病手当金が15万円ほど支給になるようです。担当課といたしましては、その10人分ということで150万円というような計上をさせて予算措置をさせていただきたいということで今回予算措置をお願いするものでございます。

続きまして、先ほど中村委員さんの問い合わせに対しまして、ちょっともう少し、誤解を招く私の答弁がありましたので、補足説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（館坂久人君） はい、どうぞ。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 先ほど特別定額給付金の申請に当たりまして、受け取り方法が水道料金引き落とし口座、住民税等の引き落とし口座、児童手当等の受給口座にチェックを入れれば、あたかもあとは添付書類も何も必要のない、口座番号も書く必要がないというような私の答弁にとられかねない私が答弁をしました。町に複数の口座登録をしている町民の方がおりますので、水道料金引き落とし口座等にチェックを入れましても、その続きの受け取り口座記入欄がございまして、そこにはどこの銀行のどこの世帯主さんのどこの口座に振り込みを希望するのかご記入いただきますようにご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

もちろんそこにチェックを入れますと、通常であれば、通帳やキャッシュカードの写しが必要でありますけれども、それは添付の必要はございません。ただし、繰り返しますが、受け取り口座の番号等については、複数登録していると、こちらのほうでどこの口座に振り込みするか把握する必要がございます、特定する必要がございますので、口座番号等については、チェックを入れたとしてもご記入いただきますようにご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〔「2つ以上持っている人、1つならいいのではない」「1つだけしかない」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 2時58分 休憩

午後 2時59分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 先ほどの中村委員がまた国民健康保険税の免除について質問があったようですけれども、ちょっともう一回確認です。

この新聞の記事によると、主たる生計維持者の収入が前年比で3割以上減った世帯のときに、国民健康保険税の免除ができるということです。その財源については、国が保険税収入の減少分は国が全額手当てすることを決めましたとなっていますので、こういう本当に保険税の免除というのは助かりますので、こういうのを担当課というのは、もちろん承知しているかと思うのですが、切符が出るときでなくて、もうちょっと早めに何かの形で教えて、お知らせ版とか、そういうのもいいのですが、納入通知書と一緒に文書も入れていただいで、早めやってもらいと助かると思います。

○委員長（館坂久人君） 税務会計課総括課長、梅木勝彦君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） 今のご質問にお答えいたします。

今も話があったとおり、財源補填につきましては、国のほうから補填になると。これは国保税につきましても、固定資産税につきましても同様でございます。国保税につきましても、具体的様式等が決まりましたら、後ほど詳しくお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 質疑なしと認めます。

◎総括質疑

○委員長（館坂久人君） それでは最後に、総括的な質疑を行いたいと思います。

本特別委員会に付託されました議案7件の個別審議が終わりました。これまで審査した議案7件について、総括的な質疑を行います。質疑漏れありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 質疑なしと認め質疑を終了します。

当局の方は退席願います。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第7号の討論、採決

○委員長（館坂久人君） それでは、まとめに入りたいと思います。

反対の議案はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、反対の議案はなしということで採決に入りたいと思います。

全員一致で可と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 異議なしと認めます。

議案は可と可決しました。

皆さん、ご苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○委員長（館坂久人君） 会議を閉じます。これをもって特別委員会を閉会します。

（午後 3時03分）